

市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）に基づき、本市の事務又は事業（以下「市の事務等」という。）において、本市が暴力団を利することとならないように講ずる必要な措置等について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (2) 排除措置 市の事務等において、暴力団等を利することとならないように本市が講ずる必要な措置をいう。
- (3) 所管課長 姫路市行政組織規則（平成元年姫路市規則第29号）第2節の規定により市の事務等を分掌する組織の長をいう。
- (4) 所管事務 姫路市行政組織規則の規定により当該所管課が分掌することとされる事務をいう。
- (5) 合意書 平成25年12月24日に姫路市長、兵庫県姫路警察署長、兵庫県飾磨警察署長及び兵庫県網干警察署長が締結した「暴力団関係情報の取扱いに関する合意書」をいう。
- (6) 姫路警察署長等 兵庫県姫路警察署長、兵庫県飾磨警察署長及び兵庫県網干警察署長をいう。
- (7) 排除要請 姫路警察署長等が条例第7条から第9条までの規定に基づく必要な措置を講ずるよう市長に求めることをいう。

(所管課長の責務)

第3条 所管課長は、所管事務を行うに当たり、排除措置を講じなければならない。

(誓約書の徴取)

第4条 所管課長は、所管事務に相手方があるときは、当該所管事務の相手方に対し、当該所管事務により暴力団等を利することがないこと等を誓約する旨を記載した誓約書（様式第1号又は様式第2号）を提出するよう求めなければならない。ただし、所管事務の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体等である場合
- (2) 別に定めるところにより誓約書と同様の書面を本市に提出している場合
- (3) 市長が誓約書を徴取する必要がないと認める場合

(警察への照会)

第5条 所管課長は、所管事務の相手方となる者又は相手方となっている者が暴力団等であると疑われるときは、合意書1（1）に基づき、姫路警察署長等に当該相手方について照会を行うものとする。

(排除措置)

第6条 所管課長は、前条の照会の結果、当該所管事務の相手方となる者又は相手方となっている者が暴力団等であると判明したときは、排除措置を講じるものとする。

2 所管課長は、姫路警察署長等から合意書1（3）に基づく排除要請を受けたときは、排除措置を講じるものとする。この場合において、所管課長は、排除措置を行うに当たり必要があると認めるときは、姫路警察署長等に合意書1（6）に基づく照会を行うものとする。

(警察との連携)

第7条 所管課長は、排除措置を講じるに当たり、暴力団等から妨害が行われると予想されるときは、警察と連携し、排除措置を講じるものとする。

(警察署長への通知)

第8条 所管課長は、排除措置を講じたときは、その概要を姫路警察署長等に通知するものとする。

(所管事務の相手方が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第9条 所管課長は、所管事務の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要

求（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本市へ報告し、かつ、警察へ届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うよう指導するものとする。

- 2 所管課長は、所管事務の相手方から前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに姫路警察署長等へ通知するものとする。

（情報の管理）

第10条 所管課長は、合意書の規定に基づき姫路警察署長等から取得した情報を適正に管理しなければならない。

- 2 所管課長は、前項の情報を取得の目的以外の目的に利用してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

誓 約 書

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、姫路市長がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 2 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受注者とししないこと。
- 3 上記1のほか、この契約書及びこの契約に係る別添の「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の姫路市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名
代表者名 〕

本件責任者及び担当者

氏 名

連 絡 先 Tel（ ） －

法人等の場合は、本件責任者及び担当者を記入するとともに、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。記載内容を確認するため、身分証等の提示を求める場合があります。

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

役 員 一 覧 表

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）又はその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

[illegible]

誓 約 書

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、姫路市長又は指定管理者がこの誓約書の写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、姫路市長又は指定管理者が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を姫路市の他の事務又は事業において暴力団を利用することとならないように利用することについて同意します。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。次項において同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- 2 申請に係る公の施設の使用は、暴力団を利用することとなる使用ではないこと（第三者に使用させようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその使用者とするものではないこと。）。
- 3 上記1及び2に違反したときには、許可の取消しその他の姫路市長又は指定管理者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

（宛先）姫路市長・指定管理者 様

住 所

（所在地）

氏 名

〔 法 人 名
代表者名 〕

本件責任者及び担当者

氏 名

連 絡 先 Tel（ ） —

法人等の場合は、本件責任者及び担当者を記入するとともに、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。記載内容を確認するため、身分証等の提示を求める場合があります。

姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号） 抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 省略

（公の施設における暴力団の排除）

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により指定する指定管理者をいう。）は、市が設置し、又は管理する公の施設の利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消す等の必要な措置を講ずるものとする。

役 員 一 覧 表

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、ふりがな、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）又はその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

[illegible]